

講習受講費補助制度

1. 目的

社員の自分自身の能力向上を推進する目的で、その能力向上の為にかかる費用を一部会社で補助するものとする。

2. 内容

講習の受講費の一部を補助金として支給とする。この補助金は期間中1回だけの申請とし、上限額は5万円（税込）とする。

3. 期間

平成30年6月21日～平成31年6月20日までとする。
期間中に使用しなかった場合、その権利は消滅とする。

4. 対象者

社員全員（パートやアルバイトは除く）

5. 対象講習

会社の業務で活用できる必要な技能や知識をあげる為の講習
（例）

<対象内の講習>

- ・ 第一種電気工事士の資格取得のための講習
- ・ 1級電気工事施工管理技士の資格取得のための講習

<対象外の講習>

- ・ 料理教室の講習
- ・ バイク免許講習

6. 利用方法

ワークフローにて、講習補助申請を提出して頂き、講習日、講習内容、講習の目的、理由を入力後、上長の許可を得られたものについては講習を受けれるものとする。

7. 精算方法

- ① 金銭精算請求書ワークフローにて内容欄に「講習受講費補助」と記入する。
- ② 実際に支払った金額のレシートを添付する。
- ③ 総務にて、「講習完了報告書」が提出されているのを確認後の支払いとする。

8. 受講後の提出

ワークフロー上の講習完了報告書に感想文を簡潔に記載すること。

9. 注意事項

- ① 一度の期間中に1回の受講のみが対象の為、何度も使用できません。
- ② レシートが必要になります。また、無い場合は講座に類する証拠書類を提出してください。
- ③ 講習を受ける日は出勤日となりません。
休みとなりますので、出勤日の場合は、振替休日もしくは有給休暇を申請してください。